

防府市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成29年3月2日制定

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者又は障害福祉サービスを利用し、若しくは利用しようとする知的障害者並びに精神障害者の福祉の向上を図るために実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 民法（明治29年法律第89号）第8条、第12条及び第16条に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (2) 親族等 二親等内の親族をいう。
- (3) 審判請求 家庭裁判所に対して行う次に掲げる審判の請求
 - ア 民法第7条の規定に基づく後見開始の審判
 - イ 民法第11条の規定に基づく保佐開始の審判
 - ウ 民法第13条第2項の規定に基づく保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め審判
 - エ 民法第15条第1項の規定に基づく補助開始の審判
 - オ 民法第17条第1項の規定に基づく補助人の同意を得なければならぬ行為のための審判
 - カ 民法第876条の4第1項の規定に基づく保佐人に対する代理権の付与の審判
 - キ 民法第876条の9第1項の規定に基づく補助人に対する代理権の付与の審判

(実施主体)

第3条 この要綱による支援事業の実施主体は防府市とする。ただし、審判請求の決定、審判請求に係る手続き及び成年後見の利用に係る費用の助成を除き、本事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社

会福祉法人等に委託することができる。

(支援事業の内容)

第4条 この要綱に定める支援事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の1の2の規定に基づき、市長が行う審判請求
- (2) 前号に掲げる審判請求手続きにおける費用の負担
- (3) 家事事件手続法第39条及び別表第1第13項、第31項又は第50項の規定に基づき家庭裁判所が決定した報酬(以下「報酬」という)に対する助成
- (4) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

(支援事業の対象者)

第5条 この要綱における支援事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有している者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者で施設の所在する市町村が行う支援事業の対象者とならない者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項若しくは第4項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受けた者で施設の所在する市町村が行う支援事業の対象者とならない者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者で施設の所在する市町村が行う支援事業の対象者とならない者

(市長申立ての手続き)

第6条 第4条第1号に規定する審判請求(以下「市長申立て」という。)に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続きは、当該審判請求を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(市長申立ての対象者)

第7条 市長申立ては、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。ただし、対象者の四親等内の親族に審判請求をする者の存在が明らかな場合には、市長申立てを行わないものとする。

- (1) 親族等が存在しない場合
- (2) 親族等に審判請求をする意思のある者がいない場合
- (3) 親族等が音信不通の状況等にある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象者、親族等が審判請求をすることが困難であると市長が認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長申立てを行う。

- (1) 虐待等の事実があり、対象者の福祉の増進を図るために審判請求が必要と市長が判断したとき。
- (2) 四親等内の親族の調査が終了していないが、明らかに対象者の福祉増進を図るために早急な審判請求が必要と市長が判断したとき。

(市長申立ての判断基準)

第8条 市長は、市長申立てを行う必要性の判断に当たっては、次の各号に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁職する能力
- (2) 対象者の健康状態、生活の状況
- (3) 各種福祉施策の活用による対象者への支援策の効果
- (4) 対象者及び親族等の資産及び収入の状況
- (5) 対象者又は四親等内の親族の存否並びに四親等内の親族による保護の可能性

(四親等内の親族への情報提供)

第9条 市長は第7条において、四親等内の親族に対して当該親族による審判の請求を行う意思の有無を確認する場合には防府市個人情報保護条例第8条第1項に基づき、対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族に提供することができる。

(市長申立て費用の負担)

第10条 市長は、家事事件手続法第28条第1項の規定に基づき、第4条第2号に掲げる費用(以下「審判請求費用」という。)の全部又は一部について、負担することができる。

2 審判請求費用の負担の対象は、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 切手購入費用

(2) 収入印紙購入費用

(3) 診断書作成費用

(4) 鑑定費用

(5) その他、市長が審判請求に必要と認める費用

3 市長は、前項の規定に基づき負担した審判請求費用について、対象者又はその四親等内の親族が負担すべきであると判断したときは、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとし、当該審判がされたときは、当該費用の全部又は一部を求償するものとする。

(報酬の助成の対象者)

第11条 第4条第3号に規定する報酬に対する助成(以下「報酬の助成」という。)は、民法第725条に規定する親族以外が対象者の成年後見人等に就任した場合であって、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。ただし、対象者の親族等に報酬を負担する意思がある者の存在が明らかな場合は、報酬の助成を行わないものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(2) 収入、預貯金、資産等の状況から、報酬を負担することが困難である者

(3) 前2号に掲げるもののほか、報酬を負担することが困難であると市長が認める者

2 市長は、前項の規定により報酬の助成を行うことができる対象者が死亡したときは、その成年後見人等に対して報酬の助成を行うことができる。

(報酬の助成の申請)

第12条 成年後見人等の報酬の助成を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、前条第1項に規定する報酬の助成の対象者（以下「助成対象者」という。）又はその代理人としての成年後見人等とする。

2 申請者は、第4条第3号における報酬を家庭裁判所が決定した日の翌日から起算して1年以内に、防府市成年後見人等報酬助成交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 助成対象者に対して複数の成年後見人等が就任している場合は、家庭裁判所から報酬の決定を受けたすべての成年後見人等が同時に申請を行わなければならない。

(報酬の助成の決定)

第13条 市長は前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否及びその助成する額を決定するとともに、申請者に対し、防府市成年後見人等報酬助成決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(報酬の助成基準及び上限)

第13条の2 前条における報酬の助成の額は、第4条3号に掲げる報酬の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限に決定するものとする。

(1) 助成対象者の生活の場が在宅の場合

月額28,000円

(2) 助成対象者が施設等に入所等している場合

月額18,000円

(報酬の助成の請求)

第14条 前条の規定により報酬の助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第13条の規定に基づく通知書を受理した後、速やかに防府市成年後見人等報酬助成請求書（様式第3号）により、市長に請求を行うものとする。

(報酬の助成の支払い)

第15条 市長は、前条の規定に基づき、適正な請求書を受理したときは、3

0日以内に当該金額を助成決定者に支払うものとする。

(報告義務)

第16条 助成決定者は、助成対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(報酬の助成の中止等)

第17条 市長は、助成対象者の資産状況若しくは生活状況の変化若しくは死亡等により報酬の助成の理由が消滅したと認めるとき、又は著しく変化したときは、報酬の助成を中止し、又は報酬の助成の額を増減することができる。

(報酬の助成の返還)

第18条 市長は、助成決定者又は助成対象者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その決定を取り消し、既に交付した報酬の助成の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 助成決定者が報酬の助成を成年後見人等の報酬以外の目的に使用したとき

(2) その他不正又は不適当な行為があったとき

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

防府市成年後見人等報酬助成交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名

次のとおり関係書類を添えて申請します。

対 象 者 （ 被 後 見 人 等 ）	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日生
法定後見の種類		
法定後見の開始日	年 月 日	
助成申込の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
助成申込金額	円	

【添付書類】

- ・ 後見事務報告書の写し
- ・ 預貯金通帳等の写し等金銭管理状況の分かるもの
- ・ 報酬付与の審判書謄本の写し
- ・ 登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本の写し（後見人等が申請をする場合）

様式第 2 号 (第 13 条関係)

防府市成年後見人等報酬助成決定通知書

第 号

年 月 日

(申請者) 様

防 府 市 長

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等報酬助成について、次のとおり決定しましたので、防府市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 13 条に基づき、次のとおり通知します。

対象者氏名 (被後見人等)		
助成の可否		可 ・ 否
可の場合	助 成 額	円
	助成対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
否の場合	却 下 理 由	

様式第3号（第14条関係）

防府市成年後見人等報酬助成請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

請求者 住所

氏名

対象者（被後見人等）

年 月 日付けで通知のありました防府市成年後見人等報酬助成決定通知書に基づき、次のとおり報酬助成を請求します。助成額は下記の口座に振込みを依頼します。

1 請求金額 円

ただし、対象者（成年被後見人等） 様分

期間 年 月 日～ 年 月 日分として

2 振込先

振込先銀行	銀行	支店
預金種目	1. 普通	2. 当座
口座番号		
（フリガナ） 口座名義		